

独占禁止法基本問題懇談会（第2回）議事概要

平成17年9月21日

1 日時 平成17年9月16日（金）9：30～11：30

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

| | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 塩野 宏 | 東京大学名誉教授 |
| 座長代理 | 金子 晃 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| 委員 | 石井 卓爾 | 三和電気工業株式会社代表取締役社長 |
| | 宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 榎野 信治 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| | 神田 敏子 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| | 草野 忠義 | 日本労働組合総連合会事務局長 |
| | 小林 いずみ | メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長 |
| | 佐野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| | 角田 真理子 | 明治学院大学法学部助教授 |
| | 西田 典之 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 根岸 哲 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| | 浜田 道代 | 名古屋大学大学院法学研究科教授 |
| | 日野 正晴 | 駿河台大学法科大学院研究科長 |
| | 増井 和男 | 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授 |
| | 村田 恒子 | 松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー |
| | 諸石 光熙 | 住友化学工業株式会社特別顧問 |
| | 山本 孝宏 | 弁護士 |

（事務局）

内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、田和次長、寺川参事官等

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 西田委員からのヒアリング
- (3) 宇賀委員からのヒアリング
- (4) 自由討議
- (5) 閉会

5 議事概要

- (1) 座長より、海外主要国の法制について、法政大学の今井猛嘉^{いまい たけよし}教授、東京大学の川出敏裕^{かわいで としひろ}教授、東京大学の岩橋健定^{いわはしたけさだ}助教授に調査を依頼し、第4回会合で報告いただく旨、提案があり、了承された。
- (2) 西田委員より、「行政刑法について」として、刑事罰や行政罰、刑事手続一般、法人処罰、独占禁止法における両罰規定、二重処罰等について、説明があった。
- (3) 宇賀委員より、「行政上の義務違反に対する『制裁』」として、行政刑罰、過料などの行政上の秩序罰、加算税、独占禁止法上、証券取引法上の課徴金、公表、授益的処分の撤回等、行政サービス・許認可等の拒否、契約関係からの排除について、説明があった。
- (4) 両委員の説明に関し、概要以下のとおり意見があった。
 - ・ 行政手続法がスタンダードだとすると、改正後の独占禁止法による課徴金の賦課手続は、審判が事前手続から事後手続になっており、行政手続法よりも、手続的保障が薄くなっているのではないかと。また、そもそも行政上の手続のみで、高額の不利益を課すことは問題ではないのか。
 - ・ 独占禁止法の課徴金については、審判を経て、裁判でも争えるようになっている。もっとも、審判における証拠法則等の実態を含めて検討する必要があると考えている。
 - ・ 行政手続法は、金銭上の不利益処分を適用除外としているので、比較の対象とはならない。独占禁止法では、課徴金納付命令にあたり、事前に聴聞するとともに、事後的に審判を設けており、手続保障は厚くなっている。このように改正独占禁止法は、事前手続と事後手続をトータルで見ると、手続的適正に問題がないとしていると思われる。
 - ・ 行政上の措置や刑事上の措置のポイントが、利益の剥奪にあるとすると、

民事上の損害賠償等との関係も問題となるのではないか。トータルで検討すべきではないか。

- ・ 許認可等についてはわが国では行政手続法があるが、ドイツでは行政制裁について行政手続法とは別の法律がある。わが国では、行政制裁についても、行政手続法を基準にどこまで乖離させるかを考えればよいのではないか。
- ・ 独占禁止法の両罰規定では、法人に対する要件が、個人に対する要件より厳格となっている。両罰規定(従業員等の個人が行ったことを前提に法人を罰する)という構成ではなく、法人を直接罰するという構成も検討すべきではないか。

(5) 次回第3回会合(10/4 10:00-12:00)では、全国中小企業団体中央会、日本建設業団体連合会、全国石油商業組合連合会、桐蔭横浜大学 郷原信郎 教授から、ヒアリングを行うこととした。

(6) また、第4回会合(11/18 9:30-12:00)では、前記のように、今井 法政大学教授、川出 東京大学 教授、岩橋 東京大学助教授から、海外主要国の法制について、報告を受けることとした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)